

かもめクーポン 対象条件および申請のながれ

対象製品とは？

以下の条件を全て満たす製品です。

- 神奈川県内の工場・工房で製造され、一般に流通し、一定の規格で製造されている製品・商品（ただし、部品・部材は除く）
- 希望小売価格等が単価 3 万円（税抜）以上
- 製造業者が大企業（※）の場合、県内のサプライヤーからの部品（部材）の調達額割合が 10%以上
※ 「大企業」とは、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条に規定する中小企業者に当てはまらないもの

ただし、次のいずれかに該当するものは、対象から除きます。

- 販売期間外のもの（令和 4 年 2 月 16 日以降に販売予定のもの）
- 試作品やオーダーメイド、中古品等、一定の規格で製造されていないもの
- 神奈川県内で販売していないもの
- 公序良俗に反するもの
- その他、事務局が不相当と認めるもの

対象製品の登録申請ができるのは？

以下の条件を全て満たす事業者です。

- 神奈川県の法人県民税及び個人事業税の対象となる事業者
- 神奈川県内の工場・工房で本事業の対象となる製品を製造する事業者（本社所在地が県外であっても申請可）※ただし、製造業者から申請ができない場合、県内で当該製品を販売している事業者の方も申請可能
- 暴力団員等に該当しない者

ただし、食品を申請する場合は、さらに以下の条件の全てを満たすものに限ります。

- [日本標準産業分類](#)の「製造業」に分類される事業所で製造していること
- 食品衛生法に基づく営業許可・届出等を要する場合は、手続きを履行し、法令を遵守していること（「営業許可証」「営業届出書の控え」の写しの提出が必要です）

対象製品の登録申請期間は？

12 月まで、登録製品の募集をいたします。

募集回	募集月	受付開始	受付終了	利用開始予定
第8回	11月募集	11月5日(金) 10:00	11月19日(金) 17:00	12月1日(水) 10:00
第9回	12月募集	12月3日(金) 10:00	12月15日(水) 17:00	12月27日(月) 10:00

クーポンを利用できる人は？

神奈川県内在住の個人又は県内に所在する法人（事業所）です。

また、購入者（クーポン利用者）1 人（1 事業所）当たりのクーポン利用上限額は 100 万円です。

※令和 3 年 6 月 16 日（水）以前の利用額はリセットされます。

クーポンを利用できる期間は？

令和 4 年 2 月 15 日(火) 17 時まで

（クーポン発行は令和 4 年 2 月 13 日(日) 17 時まで。2 月 14 日、15 日はご利用のみとなります）

※予算の上限額に達した場合は、期間到来前に終了します。

かもめクーポン 対象条件および申請のながれ

クーポンを利用できる条件は？

クーポンを利用できる（割引を適用できる）のは、以下の条件を満たす場合です。

- クーポン利用期間中に売買が成立し、クーポン取扱店（販売店）が「クーポン消込」を行うこと
- 令和4年3月4日(金)までに納品等が済んでいること
- 利用者が、神奈川県内在住の個人又は県内に所在する法人（事業所）であること
- 対象製品を、県内の「クーポン取扱店（販売店）」で購入すること
- ユーザー登録者と購入者が同一であること

ただし、次のいずれかに該当する場合はクーポンを利用できません。

- 転売（仕入れ含む）目的の購入である場合
- 他の自治体等から購入額全額に対して補助金が交付される場合
- 1購入者当たりのクーポン利用上限額（100万円）を超えている場合
※令和3年6月16日（水）以前の利用額はリセットされます。

クーポン取扱いイメージ

1 クーポン取り扱いイメージ



① 購入者が来店

予め申請されたクーポン利用可能店舗でのみご利用いただけます。



② 会計前にクーポン確認(販売店)

販売時にクーポン画面を確認してください。

※販売店様にてクーポンコード、有効期限、本人様確認等をお願いいたします。



③ クーポン消し込み(販売店)

二次元コードを読み取りクーポンを消し込みしていただくか、

事業者向けクーポン消し込みサイトよりクーポンコードを入力してください。



④ 月ごとにクーポン使用状況の報告(クーポン取りまとめ管理者)

※販売の事実を確認するために、レシートや領収書等のコピーを提出していただき、精算いたします。

※割引相当額の交付後、製品の返品（返金）や交換（クーポン額の変更）があった場合、割引相当額は返還していただきます。

かもめクーポン 対象条件および申請のながれ

クーポンとりまとめ管理者とは？

製品ごとに毎月の割引実績の報告や、報告に基づく割引相当額の受領など、事務局との窓口となっていただく担当者のことをいいます。

製品の流通経路によって、製品が工場からユーザーの手元に届くまで、卸売業者、販売業者（小売業者）など複数業者が仲介する場合がありますが、申請前に予め1者、選出していただきます。

対象製品登録までの流れ



① 製品登録(製造業者)

HP内の事業者登録ページから製品登録を行ってください。



② 製品登録完了ご連絡

事務局より製品登録完了のご連絡をいたします。
※申請内容確認のため、事務局よりご連絡をさせていただく場合があります。



③ 対象製品として認定

事務局で申請内容を審査後、対象製品として認定し、公式サイトに掲載します。
※公式サイトに掲載されるのは、各申請回の割引開始日以降となります。

個人情報及び機密情報の取扱いについて

事業者様からご提供いただいた個人情報及び機密情報については、本事業の下記目的以外では利用いたしません。万一、当該目的以外で利用する場合や、利用目的そのものを変更する場合は、事前に事業者様にお知らせいたします。尚、ご提供いただいた個人情報及び機密情報については、本事業終了時に適正に削除・廃棄いたします。

提出書類・データの種類	利用目的
対象製品に係る県内調達額に関する誓約書	本事業の対象製品要件確認のため
かもめクーポン使用実績報告書	クーポンが適切に利用されたか確認するため クーポン金額に誤りが無いか確認するため 本事業の利用実績確認と割引額交付のため
売買を証する書類	クーポンが実際に利用されたか確認するため クーポン金額に誤りが無いか確認するため ご利用者が本事業の対象者が確認するため
WEB上の企業情報	本事業の対象事業者が確認するため 割引額の適正価格の確認及び交付のため 本事業の案内のため